

全国ダイバーシティネットワーク組織近畿ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織近畿ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、近畿ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 幹事大学等の大阪大学、京都大学、神戸大学及び立命館大学の理事又は副学長相当の者各1名

(2) 別表に掲げる機関の長、理事又は副学長相当の者各1名

(3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2019年1月22日から施行する。

附 則

この要項は、2019年6月17日から施行する。

附 則

この要項は、2019年6月25日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月3日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月19日から施行する。

附 則

この要項は、2019年7月23日から施行する。

附 則

この要項は、2019年9月13日から施行する。

附 則

この要項は、2019年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、2019年10月29日から施行する。

附 則

この要項は、2019年12月9日から施行する。

附 則

この要項は、2019年12月23日から施行する。

附 則

この要項は、2020年3月12日から施行する。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2020年10月29日から施行する。

附 則

この要項は、2021年3月30日から施行する。

附 則

この要項は、2021年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、2021年10月13日から施行する。

附 則

この要項は、2022年2月18日から施行する。

別表（第3条関係）

国立大学	大阪教育大学、京都工芸繊維大学、滋賀医科大学、滋賀大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、和歌山大学
公立大学	大阪市立大学、大阪府立大学、京都市立芸術大学、京都府立医科大学、京都府立大学、滋賀県立大学、奈良県立医科大学、兵庫県立大学
私立大学	大阪工業大学、大阪産業大学、大阪電気通信大学、関西大学、関西学院大学、京都光華女子大学、京都産業大学、京都女子大学、京都先端科学大学、京都橘大学、甲南大学、神戸学院大学、神戸女学院大学、帝塚山大学、同志社大学、武庫川女子大学、龍谷大学
研究機関	医薬基盤・健康・栄養研究所、国立循環器病研究センター
高等専門学校	明石工業高等専門学校、奈良工業高等専門学校、舞鶴工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校

【参考】

※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員